

第 23 回定例総会 令和 7 年 4 月 3 0 日

局 長 起立、一同礼、着席

局 長 総会に先立ちまして、4 月の業務報告をいたします。

報告、業務報告

局 長 今回は、農地法施行規則第 29 条の規定に係る届出（小規模転用）が 1 件提出されていますので報告します。

1 番を報告します。土地の所在は、大字妻字〇〇番 2、地目：登記・現況ともに畑、面積 534 m²のうち転用面積 195.38 m²、申請者は、下妻〇〇番地 〇〇、転用目的は、作業用駐車場となっています。地元の〇〇委員が現地を確認されていますので、報告をお願いします。

5 番 1 番を報告します。申請人は〇〇さんで、妻地区〇〇集落でハウスピーマンを栽培しています。申請地は〇〇から約 150m のところにある農地です。自分のハウスの近傍にある農地の一部に作業用駐車場を設置するための申請です。現地も確認しておりますので報告します。

局 長 また、相続届出 3 件、賃貸借合意解約 11 件、使用貸借合意解約 5 件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

局 長 これからの、総会進行につきましては、会長をお願いいたします。

会 長 ただ今から令和 7 年度第 23 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。

本日は、農業委員 16 名 推進委員 15 名、合計 31 名の出席であります。本日議案件数であります、4 件を提案しております。

議 長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。14 番 〇〇委員、29 番 〇〇委員をお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第 121 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 121 号農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について、議案書 1 ページの通り申請件数は 2 件であります。

議長 1 番について特別調査員の報告をお願いします。

7 番 今回は 22 番 ○○委員と私（7 番 ○○委員）が会長の命を受けまして、4 月 18 日午前 8 時 45 分より、清係長と申請書の審査等を実施した後、鎌田事務局長同行のもと、農地法第 5 条 2 件、非農地証明 2 件の現地調査を行いました。順次報告しますので、皆さまのご審議をよろしく願いいたします。なお、非農地証明には 28 番 ○○委員、6 番 ○○委員にも同行していただきました。

21 番 農地法第 5 条の 1 番について説明します。申請地は妻地区の○○集落で、○○から南へ約 300m のところにある農地です。申請人が渡人より売買による所有権の移転を受け、一般個人住宅を建築するために申請されたものです。周囲は東側は畑、西側は田、南側は市道、北側は宅地となっています。雨水は集水桝を経て市道側溝に接続します。生活排水は集落排水に接続し排水します。転用に伴う、土砂の周辺への流出については、周囲にブロックを設置し防ぎます。土地の周辺係者等への説明もされているとのこと。申請地は農地のつながりが 10ha 以上の第 1 種農地となりますが、集落に接続していることから許可可能な案件となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 土地の売買代金は○○万円です。この申請地は面積が 635 m²で一般個人住宅の原則 500 m²を超えておりますが、利用計画書をご覧いただくと申請人は

現在〇〇をされているということもありまして、〇〇のための〇〇をつくり指導を頑張りたいということでこの利用計画での申請となっております。

議長 1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

5番 〇〇は建物ですか。

事務局 骨組みがパイプで周囲にネットを張り〇〇作る計画です。

5番 屋根はあるんですか。

事務局 屋根ではなく、ネットを張るという計画です。

議長 ほかにありませんか。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 次に2番について事務局の説明をお願いします。

事務局 本案件につきましては先月、事業計画の変更という形で審議していただいた案件です。〇〇の建売住宅予定地の一部につきまして〇〇さんが一般個人住宅を建てたいということにつきまして事業計画の変更という形での申請を行ったところですが、県より事業計画の変更とともに5条転用申請も必要とのことでありましたので、改めて申請をされております。現地は前回と同じですので説明は割愛させていただきますが、第1種農地ではありますが集落接続ということで許可相当と判断しております。土地購入費用は〇〇万円です。本来、建売住宅の予定であったが、受人の強い希望で売却するという事になった経緯について、始末書という形で提出いただいております。

議 長 2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 議案第122号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第122号農地法第3条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書2ページの通り、申請件数は2件であります。

尚、本議案に申請される土地の現況は、「受人の権利取得後の農業経営の意思、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ない」という確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10a当たりの単価等特別な事項等がある場合は、担当者が報告いたします。

議 長 1番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

10番 1番を説明します。妻地区の渡人から、妻地区の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇から東へ約400mのところにある農地です。受人は〇〇集落で野菜を5a作付けしています。現地に野菜を作付け予定で農地として利用されることを確認しています。農機具は耕運機1台、軽トラ1台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしく願います。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は総額で〇〇万円です。議案書のとおり申請地は受人の自作地に隣接しています。北側が受人の自宅で、進入路が受人の自宅となっていることから購入することとなりました。

議 長 説明がありました1番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に2番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

32 番 2番を説明します。都於郡地区〇〇集落の渡人から、〇〇への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇から〇〇へ向かう道沿いの受人の実家近くの農地です。受人は〇〇集落で大根等を130a作付けされています。現地には大根を作付けする予定で、農地として活用されていくことを確認しています。農機具は農業に必要な機械等は一式揃っています。売買金額は総額で〇〇万円です。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議 長 説明がありました2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 議案第 123 号農用地利用集積等促進計画の承認について提案いたします。

事務局の説明を求めます。

局長 議案第 123 号農用地利用集積等促進計画の承認について、議案書 3 ～17 ページのとおり 22 件であります。

尚、全ての案件において、農用地利用集積等促進計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規定に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、県が一括して行うこととなっております。

議長 説明のありました 22 件の議案のうち、申請番号 5 番は〇〇委員が受人の案件でありますので、5 番を除く 21 件の議案について、一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 次に、申請番号5番の審議をお願いします。農業委員会法第31条の規定により〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議長 それでは、5番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第124号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第124号証明書交付手続要領に基づく非農地の認定について説明いたします。今回の非農地証明交付申請は、議案書18ページの通り2件であります。

議長 1番について地元委員の説明を求めます。

28番 1番について説明します。申請地は穂北地区〇〇集落にある農地です。今回の申請は申請人が所有している農地ではありますが、農地法施行以前から建物が建っており、農地以外の土地であることから非農地判断事由1に該当すると判断しました。皆さまのご審議をよろしく願います。

議長 説明につきまして、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 次に2番について地元委員の説明を求めます。

6 番 2番を説明します。申請地は三納地区〇〇集落にある農地です。申請人が所有する農地ですが、50年以上耕作されておらず、山林化しており、農地として復元するための物理的な条件整備が著しく困難であることから非農地判断事由5に該当すると判断しました。写真では開けているように見えますが、周りの木が伐採されているため、申請地への作付けは極めて困難な状況でした。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 説明につきまして、審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 暫時休憩。

議 長 ただ今から協議会とします。

協 議 会

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 4 時 40 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長

14 番

29 番